

北海道私大教連 News

第 82 号

(2021. 3. 17)

発行： 北海道私立大学教職員組合連合 情宣部
〒001-0013 札幌市北区北 13 条西 3 丁目 2-1
*E-mail : hkifpu@yahoo.co.jp

2021 年度、スタートを前に…

「新型コロナと向き合う大学づくり」を

各大学とも、大学入試や卒業式の期間でも感染症対策に追われる日々が続いています。

首都圏等で長引く「緊急事態宣言」も解除が検討されている報道がありますが、「変異種」への感染者が北海道内でも増加しつつあり、このままでは第4波が 4 月から 5 月にかけて到来するという指摘が専門家の間で広がりつつあります。

道内では卒業式や入学式を縮小しながら開催する学校、大学が多くなっています。また、4 月からの対面授業再開を慎重に見極めようとする大学がある一方、3 月に入ってから札幌国際大でクラスターが発生するなどしています。春からの学生の学びを保障し、かつ、安心安全の大学と職場づくりを確立するために、組合としても春闘時期の情報交換と対応策の議論、模索を続けることが大切です。

◆日本私大教連は、文科省が大学に「面接授業の実施」を一律に求めていることに対して、「2021 年度の大学での授業実施にあたっての緊急要求」を公表し、文科省に懇談を申し入れました。

2021 年度の大学での授業実施にあたっての緊急要求

2021 年 3 月 10 日

日本私大教連中央執行委員会

新年度を迎えるにあたり、各大学では授業開始に向けての準備が進められている。2021 年度も 2020 年度と同様に、新型コロナウイルスの感染状況を考慮しつつ、いかにして学生・教職員の安全確保と教育機会の提供を両立させるか、それぞれの大学が努力しているところである。

しかし、昨年秋以来、文科省が一律的に「面接授業の実施」を大学に要求していることにより、現場には困惑と混乱が生じている。3 月 4 日付で出された「令和 3 年度の大学等における授業の実施と新型コロナウイルス感染症への対策等に係る留意事項について（周知）」においても、同様の姿勢が維持されており、現場の混乱に拍車をかける懸念がある。われわれ日本私大教連は、こうした文科省の認識は、感染防止の観点のみならず教育の質の確保の観点からも問題があり、早急に方針を転換すべきであると考えている。

第一に、新型コロナウイルスの感染状況は、昨年同時期と比べても明らかに悪化している。ワクチンの接種も進んでおらず、変異株も各地で確認されている。感染の心配なしに面接授業に踏み切れる状況にはない。特に、「十分な感染対策」の実施は、学生同士あるいは学生と教員の直接の対話を制限することを含まざるを得ず、そのため、現在の環境下での面接授業では、本来の利点を十分に発揮することができない状況にある。

第二に、昨年来、現場の教職員が遠隔授業の環境整備と実施に取り組んできたことで、多くの成功事例も生み出してきた。遠隔授業は必ずしも面接授業に劣るものではなく、感染対策に制約された面接授業との比較であれば、なおさらである。

もちろん、実習等、感染対策をしながらでも面接授業の機会を追求すべき授業もある。しかし、重要なことは、対面・遠隔のそれぞれの特徴を捉え、提供する教育内容と照らし合わせ、各大学が責任を持って適切な方法を選択することである。

以上の問題を無視して、一律的に面接授業への誘導を続けるならば、各大学の教職員はもちろん、学生に対しても多大な負担をもたらす結果となる。

以上の現状認識を踏まえ、われわれは以下の各項目について、文科省に要請する。

1. 一律的な面接授業への誘導をやめること。

授業を対面で行うか遠隔で行うかについては、感染状況に加えて教育効果の面からも各大学の現場で判断することが最も適切である。一律に面接授業に誘導することをやめ、対面・遠隔の選択について各大学の判断を尊重することを求める。

2. 新型コロナ対応で生じる私立大学の費用負担に対する補助を拡充すること。

私立大学では新型コロナに対応するために多額の費用が発生している。しかし、政府はこうした対策費用についてほとんど予算措置をしておらず、私立大学の財政を圧迫するものとなっている。

感染対策費用は、学生・教職員の健康と安全を守るための基盤的経費であるから、当然に補助の対象とすべきである。2020年度中に発生した費用を遡って補助すると同時に、2021年度の予算措置を大幅に増額すること。

① 面接授業実施時の感染対策に関連する費用。特に、消毒用アルコール等の消耗品だけでなく、エアロゾル感染防止の観点から換気設備、空間除菌装置やCO2計測器等の導入・更新も補助の対象とすること。

② 教職員や学生の定期的なPCR検査に関連する費用。

③ 遠隔授業実施時の授業環境整備に関する費用。大学側の情報通信設備への補助だけでなく、学生側の通信環境整備に要する費用も含めて対象とすること。

3. 学生への経済的支援を大幅に拡充すること。

現状、学生は対面・遠隔の両方の授業に備える必要があるため、交通費だけでなく、通信費や情報通信機器の購入等、以前より多くの支出を迫られている。他方、コロナ禍によりアルバイト収入は大きく減少している。特に、すべての学生に対する一律的な給付金の支給が緊急に実施されるべきである。 以上

◆文科省は3月4日付で「令和3年度の大学等における授業の実施と新型コロナウイルス感染症への対策等に係る留意事項について(周知)」を、3月5日付で「経済的に困難な学生等に対するきめ細かな支援について(依頼)」を相次いで発出しています。

「周知」は卒業式や入学式の開催を促すなどしながら、4月からの授業を各大学任せにし、その責任下において対面形式で行うよう強く誘導しようとする意図が見え見えのものです。「依頼」は学生支援に関する情報を適時更新したのですが、今回新たに盛り込まれたものとして、大学における食糧支援等の取り組み事例や、2021年度文科省予算(案)での大学等に対する支援を活用するよう呼びかけられ、説明資料が掲載されています。あわせて、農林水産省における「国産農林水産物販路多様化緊急対策事業」について紹介するとともに、学生支援機構が寄付金を使って困窮学生支援を行う大学への助成を行う予定であることを説明しています。こうした背景には、全国各地での学生支援フードバンクの取り組み等が意識されているものと推察されます。

【「周知」文書のカガミ】

2文科高第1125号
令和3年3月4日

各 国 公 立 大 学 法 人 の 長
独立行政法人国立高等専門学校機構理事長
大学及び高等専門学校を設置する各地方公共団体の長
各 文 部 科 学 大 臣 所 轄 学 校 法 人 理 事 長
大学を設置する各学校設置会社の代表取締役
大学及び高等専門学校を設置する公立大学法人を
設 立 す る 各 地 方 公 共 団 体 の 長 殿

文部科学省高等教育局長
伯井美徳

令和3年度の大学等における授業の実施と新型コロナウイルス感染症への 対策等に係る留意事項について（周知）

各大学及び高等専門学校（以下「大学等」という。）におかれては、令和2年度の学校運営にあたり、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための対策を講じつつ、学生の学修機会を確保するための様々な工夫等を講じていただいております。改めて感謝申し上げます。

文部科学省においても、コロナ禍における各大学等の学校運営に関しては、それぞれの時期における感染の状況等も踏まえ、授業の実施や同感染症への対応に係る留意事項等を累次にわたりお示ししてまいりました（例えば、令和2年9月15日付高等教育局長通知「大学等における本年度後期等の授業の実施と新型コロナウイルス感染症の感染防止対策について」（以下「9月通知」という。）、同年12月23日付高等教育局長通知「大学等における新型コロナウイルス感染症対策の徹底と学生の学修機会の確保について」（以下「12月通知」という。）及び令和3年1月8日付高等教育局長通知「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言を踏まえた大学等における新型コロナウイルス感染症への対応に関する留意事項について」等）。

各大学等におかれては、これらの通知等を踏まえ、令和2年度の学校運営に適切にお取り組みいただけてきたところですが、来月から新年度の授業等の開始を迎える時期にあることも踏まえ、令和3年度における授業の実施や感染対策に当たり御留意いただきたい事項等を下記のとおり整理いたしましたので、お知らせいたします。

文部科学省としては、コロナ禍の下で、高等教育機関においては学生の学修機会の確保と感染対策の徹底の両立を図っていただくとともに、各大学等が学生に寄り添い、例年と異なる環境の中でも、学生が安心して、また十分納得した形で学修できるような対応を講じていただくことが重要であると考えています。各大学等におかれては、本通知やこれまでにお示ししている上記の通知等の趣旨に十分御留意いただき、十分な感染対策を講じた上での面接授業の実施など学修者本位の教育活動の実施と、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた取組に努めていただくようお願いいたします。特に、新年度の開始が目前に迫ることも踏まえ、令和3年度における授業の実施については、すみやかに方針を決定した上で、新入生を含む学生に御周知ください。

また、今春に予定されていた卒業式及び入学式については、各大学が所在する地域の状況に応じた感染対策を講じた上で実施するなど、下記2.に記載の留意事項を踏まえた対応をお願いします。

なお、令和3年度における各大学等の授業の実施方針や、今春の卒業式及び入学式の実施状況等については、別途、調査を実施する予定であり、各大学等におかれては、回答への御協力をお願いいたします。

国公立大学法人におかれてはその設置する大学に対して、独立行政法人国立高等専門学校機構におかれてはその設置する高等専門学校に対して、大学又は高等専門学校を設置する地方公共団体及び文部科学大臣所轄学校法人におかれてはその設置する大学等に対して、大学を設置する学校設置会社におかれてはその設置する大学に対して、本件について周知されるようお願いいたします。

※全文・資料は、https://www.mext.go.jp/content/20210305-mxt_kouhou01-000004520-02.pdf

【「依頼」文書のカガミ】

事務連絡

令和3年3月5日

各 国 公 立 大 学 法 人 担 当 課

大学又は高等専門学校を設置する各地方公共団体担当課

各 文 部 科 学 大 臣 所 轄 学 校 法 人 担 当 課

大学を設置する各学校設置会社担当課

独立行政法人国立高等専門学校機構担当課 御中

大学及び高等専門学校を設置する公立大学法人を設立する各地方公共団体担当課

各 都 道 府 県 教 育 委 員 会 専 修 学 校 主 管 課

各 都 道 府 県 専 修 学 校 主 管 課

厚生労働省医政局医療経営支援課

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

文部科学省 高等教育局

総合教育政策局

経済的に困難な学生等に対するきめ細かな支援について（依頼）

今般の新型コロナウイルス感染症の影響により、経済的に困難な学生等や不安や悩みを抱える学生等に対しては、きめ細かな対応を行っていただくよう、これまで、累次、通知や事務連絡等において依頼し、各大学や高等専門学校、専修学校専門課程（以下「大学等」という。）におかれても様々な取組を行っていただいております。感謝申し上げます。

学生等の修学の状況については、別途お示ししているとおり、中途退学者数や休学者数は、令和2年12月時点では、全体として昨年度から大きく変化していませんが、年度末に向けてさらに増加することも想定されます。また、中途退学や休学に至らないものの、学生生活を送るうえで困難を抱える学生等がいることも想定されることです。

このため、経済的に困難な学生等に対するきめ細かな支援を継続して実施するという観点から、各大学等においても参考となる取組の事例や、他省の支援策、独立行政法人日本学生支援機構における今後予定している支援などについて、下記のとおりお知らせします。なお、例年、3月中下旬に通知している、経済的理由により修学困難な学生等に対する支援策の案内については、今後、改めてお送りします。

このことについて、各都道府県におかれては所轄の専修学校専門課程（以下、「専門学校」という。）に対して、各都道府県教育委員会におかれては所管の専門学校に対して、国公立大学法人におかれてはその設置する大学及び専門学校又は高等専門学校に対して、独立行政法人国立高等専門学校機構におかれてはその設置する高等専門学校に対して、大学又は高等専門学校を設置する地方公共団体及び文部科学大臣所轄学校法人におかれてはその設置する大学等に対して、厚生労働省におかれては所管の専門学校に対して、周知されるようお願いいたします。

※全文・資料は、https://www.mext.go.jp/content/20210308-mxt_kouhou01-000004520-1.pdf

「学術会議任命拒否問題と『学問の自由』」講演会 20 日に！

道私大教連などで構成する北海道高等教育研究所、および「有志アピールの会」などの共催企画として、「学問の自由」講演会が今週 20 日(祝)に緊急開催されます。Zoom を活用したハイブリッド形式で行われます。事前申込みにより、札幌市教育文化会館(中央区)会場での参加も募集中です。高等教育の将来にかかる重大事。ぜひ成功させましょう。大学教職員、組合員皆さまの広いご参集を呼びかけます。

(フライヤー等は、道高等教育研究所や道私大教連の公式サイトにも掲載しています。)



学者だけの問題ではありません。今、自由と民主主義が奪われる危険

日本学術会議会員の任命拒否と

『学問の自由』を考える講演会

講演(オンライン)



日本学術会議会員の任命拒否—何が問題か？

神奈川大学特別招聘教授 東京大学名誉教授

講師：小森田秋夫さん(写真左)

メッセージ

日本学術会議会員の任命拒否という深刻な事件については、すでに多くのことが論じられている。しかし、学術会議とはどのような組織なのかについては、必ずしも認識が共有されていないように見える。この点を踏まえ、任命拒否は正当か、なぜ任命拒否が行われたのか、学術会議のあり方を見なおす必要はあるのか、任命拒否と学問の自由は関係があるのか、について考えたい。



スピーチ(オンライン)

歴史からみた学術会議会員任命拒否問題

早稲田大学法学学術院教授(任命拒否されている日本学術会議会員候補の一人)

講師：岡田正則さん(写真右)



スピーチ(日本学術会議会員任命拒否に関する抗議声明を

発表された会、有志の皆さんから)

(予定)

・北海道女性研究者の会：新國三千代さん

・北海学園大学教員有志：呼びかけ人 田中 綾(人文学部)さん ほか

○日時：2021年3月20日(土、祝日) 15時～18時(予定) (開場14時30分)

○会場：札幌市教育文化会館4F 講堂 (札幌市中央区北1条西13丁目、地下鉄東西線西11丁目駅<1番出口>から徒歩5分)

○資料費：500円(大学院生・学生・専門学校生・高校生は無料)

○事前参加申し込み(お名前・電話番号)：先着順50人(固定席のおおよそ50%) 定員に達し次第、受付を終了します。感染症拡大防止のために利用する場合があります。ご了承ください。

○お問い合わせ・参加受付：谷井=090-9087-1707 大島=090-4877-6058

e-mail：peace.hokkaido@gmail.com

主催：北海道の大学・高専関係者有志アピールの会(集团的自衛権の行使を容認する閣議決定に反対する北海道の大学・高専関係者有志アピール運動をすすめる会) / 北海道高等教育研究所